

「令和 8 年度県南広域振興局子どもの学習・生活支援事業」
委託業務

業務仕様書

令和 8 年 5 月

岩手県県南振興局保健福祉環境部

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度県南広域振興局子どもの学習・生活支援事業委託業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものです。

1 本業務の目的

県南広域振興局管内（西和賀町、金ヶ崎町及び平泉町）の生活困窮家庭等の中学生に対し、学習支援や悩み相談等を行うことにより、学習等の場所、機会を提供し、学習する習慣等を身につけ、進学に向けた学力の向上、学校生活の安定などを図り、社会的自立を支援することを目的とする。

2 委託実施期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

※ 委託業務の契約は単年度毎とするが、県が委託業務の執行状況が良好と認めた場合は、契約を3年間まで継続することがある。

3 事業内容

県が選定した生活困窮家庭等の中学生（以下「対象中学生」という。）に対し、次の事項を踏まえ、業務の目的に照らして効果的な学習会等の実施を行うこと。

（1）学習会等の実施時間、回数等

受託者は、町から提供を受けた公共施設等において学習会等を実施する。

学習会等は原則として、1回あたり2時間とし、契約期間中に80回以上実施する。

なお、実施にあたっては、契約期間中に別途協議の上決定する日程で学習会等を実施する。また、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大など、集合による学習会の開催が困難な場合には、別途協議の上、通信教育等の方法により学習会を代替開催し、開催回数を確保するものとする。

（2）学習会等の実施方法

受託者は、対象中学生が参加しやすい形式で、町毎に業務目的を達成できるような学習会等を実施する。

（3）配置職員

各会場に学習支援管理者を1名配置するとともに、支援対象者数に応じて学習支援員を配置する。（各会場を兼務することも可とする。）

学習支援管理者：学習支援員の管理・監督・指導・調整及び関係機関との調整を行うこと。

学習支援員：学習指導、進路、悩み相談等を実施すること。（各会場に2名以上。ただし、学習会等の参加者が2名以下の場合、1名で可とする。）

（4）連絡会議の開催等

受託者は、契約期間中に学習会等の運営を円滑に進めることができるよう、県と連絡会議を定期的実施するとともに、随時、学習会等の状況を報告する。

（5）安全管理

受託者は参加中学生及びスタッフの保険加入のほか、安全管理に十分な配慮をすること。また、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策については、基本的な感染対策を徹底するとともに、使用する公共施設等の対策を遵守すること。さらに、新型コロナウイルス感染症等の感染の拡大、地震・大雨・大雪等の自然災害その他の災害

の発生（発生が予想される場合を含む）時には、県及び関係する町等と連携し、速やかに学習会の開催の可否の判断及び参加者への連絡ができるような体制を整えること。

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の禁止

受託者は、本業務の全部又は県の承認を得ずに本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

県は、本業務の履行が著しく不相当と認められる場合、受託者に対し、必要な措置を請求することができることとする。

受託者は、当該請求があったときには、必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務において、製作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則としてその全てが受託者から県に移転するものとする。ただし、成果物を本業務以外で使用する等、契約によりがたい事案が生じた場合は、その都度協議しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的以外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の例により下記のとおり個人情報を取り扱うものとする。

ア 受託者は、個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、県に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、本事業において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求等の措置を採る場合があり、個人情報保護法に違反した場合には、個人情報保護法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受託者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により県に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ県に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ県に報告しなければならない。

2 受託者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ県に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 受託者は、県の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受託者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受託者は、県の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は県の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受託者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(資料の返還等)

第 10 受託者は、業務を処理するために、県から引き渡された、又は受託者自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料は、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、県が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第 11 受託者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第 12 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、県が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受託者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を県に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受託者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、県に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受託者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、県の求めに応じて、管理及び監督の状況を県に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 13 県は、受託者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 14 県は、受託者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 15 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに県に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、県の指示に従わなければならない。

2 県は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。